

一部の工作物の
解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラーも
(簡易ボイラー含む)

配管設備も
(高圧配管・下水管含む)

工業炉も

発電設備も
(非常用発電設備含む)

焼却設備も

変圧器・キュービクルも

貯蔵設備も

送配電用ケーブルも

反応槽も
(オートクレーブ含む)

義務化スタート!!

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査

工作物石綿 事前調査者 による事前調査が必要です!

対象範囲についての
詳しい資料はこちらです。
必ずご確認ください。



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>

調査者の資格を取得するためには、
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習 検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>

建築物 工作物 船舶 の解体・改修工事の着工前に 労働基準監督署及び地方公共団体への 石綿事前調査結果の報告は お済みですか?

一定規模以上の解体・改修工事については、着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

Point 1 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要!

Point 2 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等^{*}であっても、事前調査結果の報告が必要!

Point 3 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要!

※書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する

事前調査結果の報告は
石綿事前調査結果報告システムから
実施していただけます

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>



石綿調査 報告 検索